

海外研修

1. 目的

本制度は、本学海外研修規程に基づき、海外の大学・研究所その他これに準ずる公共的な教育施設または学術研究施設において、本学専任教員がその専攻する分野の調査研究に専念することを目的とするものです。

海外研修者には、本学の資金によって海外研修をする在外研究員、政府や機関の資金によって海外研修をする特別在外研究員、自己負担によって海外研修をする私費在外研究員があり、以下は在外研究員の募集内容になります。

2. 募集内容

研修期間	2027 年度	
	長期	6 ヶ月以上 1 年以内
	中期	2 ヶ月以上 6 ヶ月未満
	短期	3 週間以上 2 ヶ月未満
対象人数	長期	2 名
	中期	2 名
	短期	3 名
支援金額上限	長期	300 万円
	中期	150 万円
	短期	50 万円
申請資格	本学の専任教員であって、研修する年度の 4 月 1 日において、 在職年数 3 年以上の者、	
	長期	(6 ヶ月以上 1 年以内) 及び
	中期	(2 ヶ月以上 6 ヶ月未満) :
		かつ、研修終了日より定年までの期間が 3 年以上ある者
	短期	(3 週間以上 2 ヶ月未満) :
		年齢制限なし
	※特別在外研究員（外部資金での研修者）、私費在外研究員及び本学が教育研究の 振興上必要があると認めた者については、在職年数及び年齢の制限は設けない。 ※ 2 回目の研修の場合、長期はその終了後 7 年以上、中期・短期はその終了後 3 年以上経過していること。(中期・長期の研修はそれぞれ在職期間中 2 回まで)	
申請方法	受入機関との交渉は申請者が事前に行ない、内諾を得ること。 計画書に必要事項を記載の上、所属長の推薦書を添えて、コラボフロー「研究支 援制度申請届・変更届」にて提出。	
受付締切	2025 年 10 月 31 日 (金) 17 : 00 まで【厳守】	
審査方法	研究推進委員会の議を経て、学長が交付を決定します。	

	交付が決定した場合は大学教育研究評議会に報告されます。 ※2027年度の予算査定の結果、予算が確保されなければ交付されません。ご了承ください。
受給要件	海外研修を終えたら、帰国後2年以内にその研究成果を学術論文としてまとめ、学術雑誌等に発表し、本学の研究・教育に寄与しなければならない。 次の①②に該当する者は、研修期間中に支給を受けた海外研修費を返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、研究推進委員会議を経て、返還額の全部または一部を免除することができる。 ① 「6. 研修決定後の手続き」を行わなかった場合は全額を返還 ② 研修期間終了後1年以内に退職する場合は全額を返還 ③ 研修期間終了後1年を超え、2年以内に退職する場合は半額返還

3. 申請上の注意

申請にあたっては「追手門学院大学海外研修規程」をよくお読みください。

4. 支給対象の経費

対象となる費目は、交通費および滞在費とする。

5. 補助金に関する手続き

財団法人私学研修福祉会、日本私立学校振興・共済事業団等で所定の要件を満たしており、学校法人が負担する研修経費について補助金の申請を行なうことができる場合は、研究費チームを通じて上記団体へ申請手続きを行なうことがあります。

6. 研修決定後の手続き

研修出発前に「海外研修出発届」を研究費チームへ提出



研修期間の中間日までに「海外研修中間報告書」を研究費チームへ提出



帰国後5日以内に「海外研修帰国届」を研究費チームへ提出



帰国後20日以内に「研修成果の概要」を研究費チームへ提出



帰国後2年以内に研究成果を発表して、研究費チームに報告

7. 派遣人数

同一年度において全学で派遣することのできる人数の上限は

- ① 海外研修（長期） 2名
- ② 海外研修（中期） 2名

③ 海外研修（短期） 3名 ※ 各学部・機構ごとの上限は1名
です。ただし、予算の範囲内で派遣する人数を変更することがあります。

なお、各学部・機構ごとに派遣することができる人数は、海外・国内研修あわせて原則2名
までです。